

いじめ防止対策 巻南小学校の基本方針

【定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【基本理念】

1 いじめの防止

- (1) いじめは、どの子どもにも起こり得る、深刻な人権侵害であることを認識し、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめのない社会の実現に向けて積極的、組織的に取り組む。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、互いに認め合い、支え合い、高め合い、望ましい人間関係を築くよう全力で努める。

2 いじめの早期発見

- (1) いじめの早期発見は、いじめへの**迅速な対処**の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、**遊びやふざけあい**を装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、**いじめではないかとの疑い**を持って、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを**隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するよう努める**。
- (2) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

3 いじめへの対処

- (1) いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、**いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で**、いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携して取り組む。
- (2) 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を構築する。
- (3) いじめが「解消」したと安易にとらえずに、「**一定程度の解消**」と捉えて関係の児童や集団への指導、見守りを継続的に行う。なお「解消」と判断するには、加害行為が**相当期間**なく、被害者が心身の苦痛を感じていないこととする。

4 地域や家庭との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、関係機関と適切に連携していく。そのため、平素から、学校と関係機関との情報共有体制を構築しておくよう努める。また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関と積極的に連携する。

【学校及び学校の教職員は】

6 教職員の意識

児童一人一人が誰からも尊重され、よさを生かすように、日々の教育活動に専心する。その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という認識をもち、すべての教職員が高い人権意識をもち、児童、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

7 いじめを生まない学校づくり

わかる・できる授業、話し合いや意見交流を通して温かい人間関係をつくり、一人一人を生かす教育活動を展開することを通して、いじめを生まない学校づくりに努める。

8 適切かつ迅速な対応

学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に対応する。

【保護者は】

- 9 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育てる。
- 10 いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめ防止等の取組を学校と連携して進める。
- 11 子どもがいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するよう、学校と連携して解決に当たる。

【具体的方策】

12 いじめの予防と早期発見、早期解決に向けた方策

(1) 児童の多面的な理解と早期発見

全職員は、一人一人の児童に積極的に関わり、児童の一面的な理解にとどまることなく、多面的な理解に基づき信頼関係を築く。また、職員間の児童理解の場として「生活指導情報交換会」（定期的実施）や職員終会時の連絡などを設け、情報の共有を図り、いじめの早期発見に努める。

(2) 情報の蓄積化

「校内いじめ対応ミーティングメモ」に生活指導に関する問題を蓄積していくことで、小学校6年間を通した児童の人間関係を把握し、多面的な児童理解に努める。また、カードを校長、教頭、生活指導主任、学年主任が確認することにより、情報を共有し、指導の一貫性を図る。

(3) 学校生活アンケートとふれあいトーク

学校生活アンケートとふれあいトーク（年3回）を実施し、児童一人一人の声に耳を傾けることにより、児童の目線に立った実態把握に努めるとともに、些細なことを見逃すことなく、きめ細かな対応を行う。

(4) 「いじめ状況調査」

年3回「友だちとのかかわりアンケート」を実施し、いじめの状況を把握する。

(5) インターネットによるいじめの防止対策

児童のインターネットに接続可能な機器の実態把握を行い、インターネットによるいじめの防止のために、適切な利用について児童や保護者に啓発活動を行う。不適切な利用によりいじめ等が生じた際は、『いじめ防止対策推進法』や当該教育委員会などの関係機関、校長、教頭の指導の下、迅速かつ丁寧な指導を行う。

13 地域、関係機関等との連携

(1) 地域・保護者との連携

定期的に生活指導便り「南っ子」を発行したり、「個別懇談会」や「学年学級懇談会」「学校運営協議会」により、いじめに対する取組を地域・保護者に伝えたりする。地域や保護者からの情報に丁寧に対応し、連携を深める。

(2) 関係機関等との連携

いじめに関する事案が生じた際は、教育委員会や児童相談所等の関係機関等に速やかに報告し、連携してこれにあたる。

14 いじめ発生時の校内委員会による迅速な対応

(1) いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から、学年主任、生活指導主任、管理職に迅速に確実に報告を行う。同時に、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。

(2) いじめが疑われる事案についても、**特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断せず、管理職も含め複数の教職員によって判断する。**

(3) いじめが発生した際は、いじめ対策組織「校内いじめ対応ミーティング」・「いじめ対策校内委員会」を設置し、迅速に対応し、全校体制で解決に当たる。そして、指導後、問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行う。

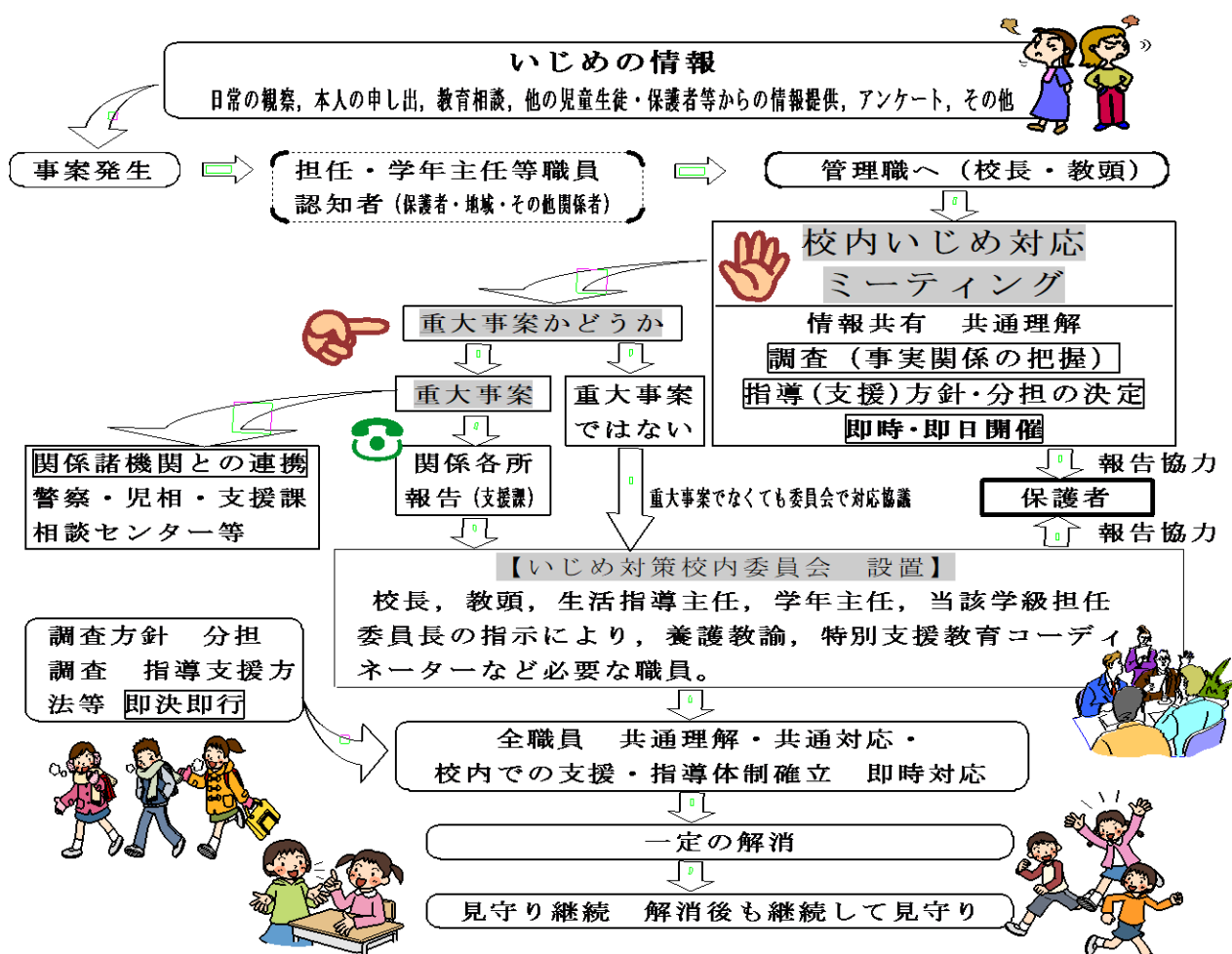
(4) いじめ対策校内委員会は、校長を委員長とし、教頭、生活指導主任、学年主任、当該学級担任で構成する。委員長の指示により、養護教諭、特別支援教育コーディネーターなど、必要な職員が加わる。必要に応じて、外部関係機関等と連携し、専門的な立場からの助言・指導を仰ぎ、連携して解決に当たる。

(5) いじめを受けた児童に対して丁寧な聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、児童の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。

(6) 事実関係を明らかにするために、いじめを行った児童への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周辺の児童生徒にも聴き取りを行う。

(7) いじめを受けた児童の保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。

- (8) いじめを行った児童に対しては、解決を急ぐあまり十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。さらに、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- (9) 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題を捉え、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防ぎ、止めさせる勇気をもつことができるようにする。
- (10) いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた児童の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の児童への継続的な指導や支援、見守りを続ける。
- (11) いじめ情報についての報告・対応の流れは、次のように行うことを基本とする。



以上、「いじめ防止対策 巻南小学校の基本方針」により、いじめ根絶に向かうよう全職員一丸となって取り組むものとする。

新潟市立巻南小学校
校長 山口 潤